附　則

1　この省令は、令和八年十一月一日から施行する。

2　次に掲げる別表の規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在キューバ、在ベラルーシ、在ロシア及び在イランの各日本国大使館並びに在サンクトペテルブルク日本国総領事館に係る同表の規定　令和八年八月一日

二　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在ウクライナ、在アフガニスタン及び在イラクの各日本国大使館並びに在ウラジオストク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に係る同表の規定　令和八年十一月一日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	83号	［略］	86号	87号	88号	［略］
		円		円	円	円	
		463,700		430,700	419,700	408,700	
国地の別　アジア		チェンナイ ムンバイ		上海	広州 青島		
大洋州							
北米		ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス					
中南米				レシフェ	サンパウロ リオデジャネイロ		
欧州		サンクトペテルブルク		エディンバラ ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク			
中東				ドバイ イスタンブール			
アフリカ							

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	83号	［同上］	86号	87号	88号	［同上］
		円		円	円	円	
		463,700		430,700	419,700	408,700	
国地の別　アジア		チェンナイ ムンバイ		上海	広州 青島		
大洋州							
北米		ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス					
中南米				レシフェ	サンパウロ リオデジャネイロ		
欧州		エディンバラ サンクトペテルブルク		ユジノサハリンスク		ウラジオストク ハバロフスク	
中東				ドバイ イスタンブール			
アフリカ							

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

○財務省令第六十四号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）の施行に伴い、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令（令和八年財務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令

本則中「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項」を「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項」に改める。

附　則

この省令は、令和八年十月三十一日から施行する。